

日本の会計基準は 国際会計基準と同等か？

制度調査部
齋藤 純

EU で進む第三国 GAAP の同等性評価プロジェクト

【要約】

2007年1月から、EUで公募又は上場するEU域外企業に、国際会計基準(IAS/IFRS)又はこれと同等と認められる会計基準による連結財務諸表の作成が義務付けられる(EU域内企業の場合は2005年1月から義務化)。

ただし、IAS/IFRSと同等と認められる会計基準に基づき作成された財務諸表は、現在と同じようにEUにおいても利用できるため、日本の会計基準を含む第三国の会計基準がIAS/IFRSと同等と認められるかに注目が集まっている。

IAS/IFRSとの同等性に関する判定は、EC(欧州委員会)が行うこととなっている。2004年10月21日、CESR(欧州証券規制委員会)では、ECからの同等性評価に係る技術的助言の要請に基づき、同等性評価を行う際の基本的な考え方をまとめたコンセプト・ペーパー案を公表した。本稿では、CESRが公表したコンセプト・ペーパー案の内容を中心に、EUで進む第三国GAAPの同等性評価プロジェクトについてまとめる。

EUにおける国際会計基準の適用と第三国GAAPの同等性評価

2005年1月1日以降に開始する事業年度から、EU域内で公募又は上場するEU域内企業は、IAS/IFRS(国際会計基準/国際財務報告基準)に基づき連結財務諸表の作成及び開示を行うことが義務付けられる¹。この取扱いは、適用時期が2年延期されたものの、日本企業を含むEU域内で公募又は上場するEU域外企業にも適用される。従って、2007年1月1日以降に開始する事業年度からは、連結財務諸表をIAS/IFRS等で作成することが義務付けられるわけである。

もっとも、EU域外企業の場合、必ずしもIAS/IFRSの適用が強制されるわけではなく、IAS/IFRS又は“IAS/IFRSと同等と認められる会計基準”に基づき作成した財務諸表であれば、これも使用することができる。

つまり、日本の会計基準がIAS/IFRSと同等と認められれば、現在と同じように日本の会計基準に基づき作成した財務諸表を利用することができる。しかし、IAS/IFRSとの同等性が否定された場合には、EU域内での資金調達に支障をきたす恐れが出てくる。これは当初、会計基準に関する“2005年問題”、今では“2007年問題”として知られるところとなったものである。

ECがCESRに技術的助言を要請

そこで問題となるのが、わが国の会計基準を含む第三国のGAAP²(以下、第三国GAAP)とIAS/IFRS

¹ EU域内での公募に係る開示を規制する「目論見書指令(Prospectus Directive)」及びEU域内で上場する企業の継続開示を規制する「透明性指令(Transparency Directive)」で規定。

² 「一般に公正妥当と認められた会計原則」のこと。“Generally Accepted Accounting Principles”の頭文字をつなげたもの。

との同等性を、どのように判定するのかということである。

EC(欧州委員会)は、2004年6月25日、第三国 GAAP(当面、日本 GAAP、米国 GAAP 及びカナダ GAAP が対象³⁾)の同等性評価に関する技術的助言を行うよう、CESR(欧州証券規制委員会)⁴⁾に要請した。EC では、2005年6月末までに CESR からの助言を受け、その助言をもとに、日米カナダの GAAP と IAS/IFRS との同等性に関する判定を行う予定としている。

第三国 GAAP の同等性評価を行うにあたって、EC が CESR に技術的助言を求めたのは、主に次の点に関してである。

- 1)同等性評価の対象
US-GAAP、日本 GAAP、カナダ GAAP
- 2)同等性評価の目的
- ・日米カナダ GAAP に基づき作成された財務諸表は、EU 域内の市場で投資判断を行おうとする投資家に対し、適切な情報を提供するかに関する評価の実施
 - ・2005年1月1日以降に、第三国 GAAP に著しい変更があった場合に早期に通告を行う仕組みについての助言
 - ・日米カナダの監査及びコーポレート・ガバナンス以外の分野で GAAP の適用を強制している制度についてのとりまとめ
- 3)同等性が認められなかった場合の取扱い
- ・日米カナダ GAAP に IAS/IFRS との同等性が認められなかった場合、すべてのケースにおいて財務諸表の再提出を義務付けるべきかについての検討
 - ・財務諸表の再提出よりも緩い改善措置を採用についての検討。仮に財務諸表の再提出よりも緩い改善措置を採用する場合、当初開示された財務諸表から修正すべき項目はどれか、また、注記等において追加的に説明が必要となる情報は何か

EC からの要請を受けて、CESR は、2004年10月21日に、コンセプト・ペーパー案(Concept Paper on Equivalence of Certain Third Country GAAP And on Description of Certain Third Country Mechanisms of Enforcement of Financial Information Consultation Paper)を公表した⁵⁾。これは、第三国 GAAP と IAS/IFRS の同等性評価に関する技術的助言を行う前段階として、同等性を評価する際の基本的な考え方をまとめたものである。

コンセプト・ペーパー案では、第三国 GAAP の同等性を評価する際のポイントや同等性が認められなかった場合の取扱いについて、CESR の考え方がまとめられており、2004年12月22日まで、一般からのコメントを求める形式になっている。

³ EC による CESR への要請では、日米カナダの GAAP に限定して同等性評価に関する助言を求めているが、今後、日米カナダ以外の第三国 GAAP についても同等性評価を行う必要性が生じることも考えられる。そのため、今回、日米カナダ GAAP の同等性評価に用いられる手順は、今後の第三国 GAAP の同等性評価の基準となるという意味合いも持つ。

⁴ Committee of European Securities Regulators. EU の証券監督当局間の連携向上や、証券分野の規制に関する実施規則の策定等の際に助言機関としての EC の補助などを行う。

⁵ CESR のウェブサイト(<http://www.cesr-eu.org/>)で閲覧可能。

図表 同等性評価に関する今後の予定

2004年 6月 25日	EC(欧州委員会)が、CESR(欧州証券規制委員会)に対し、第三国 GAAP と IAS/IFRS の同等性評価に関して技術的助言を要請。
10月 21日	CESR、第三国 GAAP の同等性評価を行うにあたって、基本的な考え方をまとめたコンセプト・ペーパー案を公表。
12月 22日	CESR のコンセプト・ペーパー案に対するパブリック・コメントの締切り。
2005年 1月	EU 上場企業(外国企業等を除く)の財務諸表作成に IAS/IFRS の適用を義務化。 CESR、コンセプト・ペーパーの確定版を公表。
3月	CESR、EC に対する技術的助言案をとりまとめ。
4~5月	技術的助言案に対するパブリック・コメントを募集。
6月末	CESR、第三国 GAAP の同等性評価に係る EC への技術的助言の期限。
2007年 1月	EU に上場する EU 域外企業の財務諸表作成に、IAS/IFRS 又はそれと同等の会計基準の適用を義務化。

同等と認められない場合には、IAS/IFRS での財務諸表の作成も

CESR が公表したコンセプト・ペーパー案では、同等性評価において、必ずしも第三国 GAAP と IAS/IFRS が“完全に一致する”ことを求めているわけではない。重大な差異が存在しなければ、両者は同等性を有するとみなすの考え方が提案されている。

現時点では同等性評価の基準が固まっていないので、日本 GAAP と IAS/IFRS との同等性について推測することは難しいが、両者にはいくつかの差異⁶があると指摘されており、これらが“重大な差異”と受け取られるかが評価のポイントとなりそうである。

EU 域内で公募又は上場する日本企業にとっては、わが国の GAAP が IAS/IFRS と同等と認められれば、日本の GAAP に基づき作成した財務諸表を今後も開示し続けることができる。しかし、同等と認められなかった場合には、IAS/IFRS との差異に関する追加開示などの改善措置を取るか、最悪の場合、IAS/IFRS に基づいて作成した財務諸表を提出しなければならなくなる⁷。

⁶ 日本 GAAP と IAS/IFRS との主な差異としては、次のような点が指摘されている。

- ・企業結合会計において、日本 GAAP では一定の要件を充たす場合には持分プーリング法の適用を許容しているのに対し、IAS/IFRS では持分プーリング法の適用は認めていない(パーチェス法のみ)
- ・リース取引の借り手側の処理として、日本 GAAP では所有権移転外ファイナンス・リースに関して賃貸借処理(オフバランス処理)を認めているが、IAS/IFRS ではすべて売買処理を行うこととしている
- ・固定資産の減損会計における減損が発生しているか否かの判定は、日本 GAAP では帳簿価額と“割引前将来キャッシュ・フロー”を比較して行うが、IAS/IFRS では帳簿価額と“回収可能価額”を比較して行う
- ・ストック・オプションに関しては、IAS/IFRS では付与時に公正価値で評価し費用認識することとされているが、わが国には、現在のところ、ストック・オプションに係る会計基準は存在しない(検討中)

⁷ 2004年10月12日、ASBJ(企業会計基準委員会)とIASB(国際会計基準審議会)は、日本の会計基準と国際会計基準との差異を縮小させることを目的とする共同プロジェクトの発足を発表しているが、このプロジェクトとEUが進める第三国 GAAP の同等性評価プロジェクトは、制度的な関連性はない。

CESR によるコンセプト・ペーパー案の概要

(1) 同等性評価の骨格

CESR は、第三国 GAAP と IAS/IFRS の同等性評価を行うにあたって、「同等性を有する」とは、“完全に一致する”ことを意味するものではないという認識を明らかにしている。例えば、「第三国 GAAP により作成された財務諸表を利用した場合と、IAS/IFRS により作成された財務諸表を利用した場合とで、投資家が同様の投資判断を下すことができる」のであれば、多少の差異があっても、両者は同等性を有するとみなせるとしている。

こうした考え方を前提に、コンセプト・ペーパー案では、同等性評価を「一般原則の検証」と「会計基準の技術的評価」の2つにまとめている。

一般原則の検証

CESR は、第三国 GAAP と IAS/IFRS の一般原則(概念フレームワークなど)を検証するに際して、まず、財務情報に関する4つの特性を検討することとしている。ここでいう4つの特性とは、財務情報の「わかりやすさ」「目的適合性」「信頼性」「比較可能性」を指す。

コンセプト・ペーパー案では、この4つの特性に関して、IAS の概念フレームワークにおける説明を引用しており、これと比較する形で一般原則の検証が行われる。

“わかりやすさ”(understandability ; IAS フレームワーク第 25 項)

「財務諸表で提供される情報の重要な特性は、利用者にとって容易に理解し得ることである。この目的において、利用者はビジネス、経済活動、および会計に関しての合理的な知識を有しているとともに、適度に勤勉な態度をもって情報を研究する意欲を持っていると想定される。財務諸表の利用者が経済的意志決定を行うという目的のために財務諸表に含まれるべき複雑な問題に関する情報が、単に、あるユーザにとって理解することが困難であるという理由で、除外するべきではない。」

“目的適合性”(relevance ; IAS フレームワーク第 26 項)

「情報は、投資家が過去、現在又は将来の事象を評価することに役立ったり、過去に行った評価の確認又は修正により、財務諸表利用者の経済的意思決定に影響を及ぼす場合、目的適合的といえる。」

“信頼性”(reliability ; IAS フレームワーク第 31・32 項)

「情報は、重大な誤謬やバイアスがなく、表そうとする情報又は表すことが合理的に期待されている情報が忠実に表示されていると財務諸表利用者から信頼される場合に、信頼性を有する。」(第 31 項)

「情報が目的適合性を持っていても、実質的に信頼できないものであったり、その認識が潜在的に誤解を招くことになるかもしれない。」(第 32 項)

“比較可能性”(comparability ; IAS フレームワーク第 39・40 項)

「財務諸表利用者は、企業の財務状態及び業績の傾向を識別するために、前後の事業年度との財務諸表の比較が可能でなければならない。財務諸表利用者は、企業の相対的な財務状態、業績及びそれらの変化を評価するために、異なる企業の財務諸表と比較可能でなければならない。従って、類似の取引及びその他の事象による財務的影響の測定及び表示は、一企業を通じ、及びその企業の各事業年度を通じ一貫した方法で行われる必要があるとともに、異なる企業間でも一貫した方法で行なわれる必要がある。」(第 39 項)

「比較可能性の質的特性は、財務諸表の作成において採用した会計方針、会計方針の変更、会計方針の変更に伴う影響が、財務諸表利用者には知られるところに重要な意味がある。財務諸

表利用者は、類似の取引及びその他の事象に係る会計方針の差異を、同一企業について各事業年度ごとに、また、異なる企業について、識別可能であることを求める。企業が使用する会計方針の開示を含め、国際会計基準に準拠することは、比較可能性の確保に寄与する。」(第40項)

上記4つの特性のほか、一般原則の検証においては、第三国 GAAP が取り扱うテーマや会計基準の目的といった点についても、IAS/IFRS と比較し、評価を行うこととしている。

会計基準の技術的な評価

コンセプト・ペーパー案では、会計基準の技術的な評価は、第三国 GAAP 及び IAS/IFRS の会計基準全体を対象とし、両者の間に“重大な差異”がないかについて重点的に評価を行うとしている。

会計基準の技術的な評価は、2005年1月1日以降に適用される会計基準を対象に行うこととされている。IAS/IFRS については、年次財務諸表及び中間財務諸表の作成等に適用される会計基準及び解釈指針で、EUにより承認されたものが対象とされる⁸。概念フレームワークや施行ガイダンス、結論の根拠は、含まれない。

第三国 GAAP については、第三国において EU 上場企業と同じ属性の企業に適用される会計基準及び解釈指針が対象となる。CESR では、日米加の会計基準設定主体及び監督当局に、2005年1月1日時点で適用が求められる会計基準及び解釈指針に関して情報提供を求めることとしている。

(2) 同等性が認められなかった場合の取扱い

コンセプト・ペーパー案では、第三国 GAAP が IAS/IFRS と同等性を有すると認められなかった場合の取扱いにも触れている。

同等性評価の結果、第三国 GAAP が IAS/IFRS と同等と認められれば、第三国の発行体が第三国 GAAP に基づき作成した財務諸表をそのまま使用することができる。しかし、同等と認められなかった場合には、基本的に、IAS/IFRS に基づいて財務諸表を作成し、提出することとなる。

ただし、コンセプト・ペーパー案では、IAS/IFRS との差異が、IAS/IFRS により財務諸表を作成し直す程に重大でない場合には、財務諸表の再提出よりも軽微な改善措置で済ますことも考えられるのではないかとの認識を示している。財務諸表の再提出には至らない場合の改善措置としては、差異の状況に応じて、次の3通りが示されている。

追加開示(開示条件が異なるために生じる IAS/IFRS との差異を想定)
 調整計算書(測定や認識の差異による影響が、損益計算書や貸借対照表の多くの項目に及ばない場合の差異を想定)
 附属明細書(測定や認識の差異が複雑で多岐に渡る場合を想定)

⁸ EC は、2003年9月に、IAS32号及びIAS39号を除いた、2002年9月14日時点のすべてのIASを採用する規則を採択している(Commission regulation(EC)No1725/2003, adopting certain international accounting standards in accordance with Regulation(EC)No1606/2002 of the European parliament and of the Council)。

(3) 早期通告メカニズム

第三国 GAAP 及び IAS/IFRS は、今後、変更が加えられる可能性がある。その場合、第三国 GAAP と IAS/IFRS との同等性評価にも変化が生じる可能性があるため、コンセプト・ペーパー案では、会計基準が変更された場合の対応についても検討している。

コンセプト・ペーパー案では、第三国 GAAP 及び IAS/IFRS を定期的に検証する組織を設立し、会計基準が変更された場合に速やかに対応できるように、“早期通告メカニズム (Early warning mechanism)” を導入することを提案している。